



新潟西商工会だより

新潟市西区内野町 537 番地 TEL262-2316 / FAX262-2305

URL <http://www.niigatanishi.com>

H30.2月号



確定申告の時期がまいりました

個人所得税の確定申告は3月15日(木)が期限です。また個人消費税の確定申告は4月2日(月)が期限です。余裕を持って申告の準備を行い、期限内に申ししましょう。
商工会では決算・確定申告の個別指導を行っておりますのでご相談下さい。(指導内容により指導料をお願いしております)

総代選挙の公告のお知らせ

総代選挙の公告を平成30年2月1日に新潟西商工会館の掲示場で行っています。現在の総代の任期が平成30年3月31日までとなっていることから改選を行うものです。
公告概要は次のとおりです。なお、総代選挙のお知らせを次号でも行います。

1. 総代定数

A地区(内野小学校区)	50人
B地区(西内野小学校区)	10人
C地区(五十嵐小学校区・真砂小学校区)	5人
D地区(新通小学校区・坂井東小学校区)	5人
全町地区	20人
合計	90人

2. 任期

3年(平成30年4月1日～平成33年3月31日)

3. 投票期日・時間

平成30年3月16日 午前9時～午後5時

4. 選挙場所(投票所・開票所)

新潟西商工会館

5. 立候補の届出

平成30年2月1日～23日(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)に所定の届出書を新潟西商工会に提出してください。

※所定の届出書は新潟西商工会にあります。

6. 選挙の方法

①A～Dの各地区会員は当該地区1人1票、全町地区は全会員が1人1票で、有効投票の多数を得た者から順次当選人とします。

②立候補者の数が選挙すべき総代の定数を超えないときは、投票を行わず、当選人とします。

7. 開票

投票終了後、即日開票します。

平成29年分の確定申告から医療費控除が変わります

★医療費控除の提出書類が簡略化

⇒改正点①

「医療費の領収書」の提出又は提示が不要となりました。

⇒改正点②

「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。

「医療費の領収書」は5年間自宅等で保管する必要があります。所定の事項が記載された「医療費通知」(医療費のお知らせなど)を提出する場合は明細書の記載や領収書の保管を省略することができます。

★セルフメディケーション税制の創設

(1)制度の概要

健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行った方が、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」(通常の医療費控除と選択適用)を受けることができます。

※一部対象医薬品のパッケージには右の識別マークが掲載されています。



(2)手続・必要な書類

- ①確定申告書
- ②セルフメディケーション税制の明細書
- ③健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行ったことを明らかにする書類

**労働者、事業主を問わず、
労働に関する問題でお困りの方は
0250-23-6110 へ お電話ください。**

○相談内容:

(労働者側)「賃金・残業代が支払われない」「突然解雇を告げられた」「退職を認めてもらえない」など

(事業主側)「対応に困っている社員がいる」「初めて組合が団体交渉を申し込まれた」「就業規則を改正したい」など

○相談時間:

月曜日～金曜日(祝日除く)・・・午前8時30分～午後5時15分
毎月第三日曜日・・・午後1時～午後5時15分(電話相談のみ)

※相談は無料、秘密は固く守られます。

※来所相談をご希望の方は、下記へお越しください。

新潟地域振興局1階(新潟市秋葉区新津 4524-1)

○休日労働相談会

日時:平成30年2月18日(日) 午後1時～4時30分

方法:面談または電話(労働相談専用電話 0250-23-6110)

場所:新潟地域振興局1階 ※面談による相談は要予約

ご存知ですか？無期転換ルール

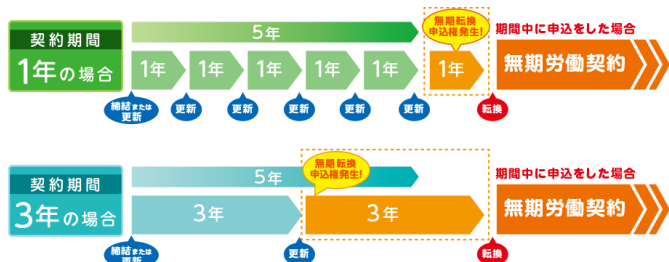
導入の背景・目的

有期労働契約で働く人は全国で約1,500万人、その約3割が通算5年を超えて有期労働契約を反復更新している実態にあり、ほぼ「自動的に」更新を繰り返しているだけといえますが、**雇止めの不安の解消、処遇の改善**が課題となっています。そのため、有期契約労働者の無期契約化を図り、雇用を安定化させる目的で、平成25年4月1日に改正労働契約法が施行されました。

無期転換ルールとは

同一の使用者(企業)との間で、**有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合**、有期契約労働者(契約社員、パートタイマー、アルバイトなど)からの**申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルール**のことです。

契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。



この通算5年のカウントの対象となるのは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約からですが、改正労働契約法が施行されてから平成30年4月1日で5年が経過し、今後、無期転換の本格的な発生が見込まれるため、就業規則や社内制度の検討・整備等を行う必要があります。今日、有期契約労働者(以下、「有期社員」とします。)の約3割が、通算5年を超えて契約を反復更新している実態にあります。つまり、多くの会社にとって、**有期社員が会社の事業運営に不可欠で恒常的な労働力である傾向**が見られます。特に長期間雇用されている有期社員は、例えば、仮に「1年契約」で働いていたとしても、実質的には会社の事業運営に不可欠で恒常的な労働力であることが多く、ほぼ毎年「自動的に」更新を繰り返しているだけといえます。このような有期社員を**期間の定めのない労働契約の社員として位置付け直すことは、むしろ自然なことであり、実態と形式を合わせる措置**といえます。

★相談窓口

新潟労働局 総合労働相談コーナー

TEL 025-288-3501、025-288-3527

新潟労働相談コーナー TEL 025-288-3571

(新潟市中央区美咲町1-2-1 美咲合同庁舎2号館)

平成30年度以降のキャリアアップ助成金について ～拡充などの主な変更(予定)のご案内～

今回の変更では、「無期転換ルール」及び「同一労働同一賃金」に取り組むうえでの支援策も盛り込まれており、本制度を有効に活用することが可能となります。

《主な変更点》

1. 正社員化コース

(1)支給申請上限人数を15人から**20人に拡充**。

(2)支給要件の追加

①転換前の6ヶ月前と転換後の6ヶ月の賃金を比較して、**5%以上増額**していること。

②**有期契約労働者からの転換の場合**、対象となる労働者が転換前に事業主に雇用されていた期間が**3年以下に限る**こと。

2. 人材育成コース 「人材開発支援助成金」に統合。

3. 賃金規定等共通化コース

共通化した対象労働者について、**2人目以降に加算措置**を設ける。

4. 諸手当制度共通化コース

(1)共通化した対象労働者について、**2人目以降に加算措置**を設ける。

(2)共通化した諸手当について**2つ目以降に加算措置**を設ける。

※(1)、(2)については併用可能。

詳細につきましては厚労省 HP にてご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

商工会は事業を営む方々を応援します

経営に関するどんなことでもご相談ください！！

～労務面では

■労働保険(労災保険・雇用保険)

労働保険の適用、年度更新、請求等ご指導いたします。手続きがわずらわしい方、人手不足のため事務処理に困っている方には、商工会が運営指導している労働保険事務組合への事務委託をおすすめします。事務処理が軽くなるだけでなく、労災保険に加入できない事業者や家族従事者も、労災保険に特別に加入することができます。また、金額に関係なく年3回に分けて保険料を納付することができます。

■社会保険の加入方法、各種手続きについてご指導いたします。すべての法人事業所や、常時5人以上の従業員を雇用している一般の個人事業所(飲食・サービス・農・林・漁業等は除く)は、事業者や従業員の意思に関係なく、健康保険・厚生年金に加入しなければなりません。従業員が5人未満の個人事業所でも一定の手続きをして日本年金機構(年金事務所)の認可を受ければ、健康保険・厚生年金の適用を受けることができます。

■就業規則、36協定、変形労働時間制の届出等ご指導いたします。